

鹿沼6児童死亡

発作事故 母にも責任

てんかんの薬「会社へ伝えず」
前夜服用なし

栃木県鹿沼市で二〇一一年、小学生六人がクレーン車にはねられ死亡した事故をめぐる損害賠償訴訟の判決で、宇都宮地裁は二十四日、当時てんかんの発作で意識を失っていた元運転手の男性(二七)と自動車運転過失致死罪で懲役七年確定と同居の母親、元勤務先の会社に対し、小学生の親計十一人に計約一億二千五百万円を支払うよう命じた。

宇都宮 1億2500万円賠償命令

岩坪朗彦裁判長は判決を通報する義務があることを認定した。原告側弁護士は「成人への監督責任を認めた例はあまたに(発作の危険性の違法性)と賠償責任を認めた例はあまたに」と述べた。

りなく、画期的だ」と評価した。元勤務先の小太刀重機(鹿沼市)は使用者責任を争わなかった。一方、小学生の祖父は「母が残る原告二十三人の請求は民法の定める請求権の範囲に入らない」として棄却した。原告側は総額約三億八千万円の賠償を求めた。

判決によると母親は元運転手に乗用車を買った。岩坪裁判長は会社に通報することは容易で、事故を回避できた」と指摘した。また、母親は元運転手に暴力を受けたことがあることなどから「出勤を止めさせるまでの義務はなかった」と述べた。

賠償以外の対策も交通裁判に詳しい高山俊吉弁護士の話。今回のケースは母親の運転の関与が強いように見受けられ、責任が認定されたのも理解できる。一方で、てんかん患者の周囲にいる人々が「自分もベナルティを受けるのでは」と過度に運転を控えさせたり、患者自身も運転ができなくなることを恐れて症状を明かさなくなったりする事態を招く可能性もある。具体的発作の危険がある患者は少なく、予兆がある場合も多い。厳罰や高額賠償は事故防止策の一つだが、症状をとらえて車を停止させる装置の開発なども考えるべきだ。



クレーン車 運転過失致死罪で起訴
6人死亡事故 栃木県鹿沼市
市の国道で2011年4月18日朝、クレーン車が小学生の列に突っ込み、6人が死亡した。クレーン車を運転していた男性は当時、てんかんの発作で意識を失っていた。自動車

6人死亡事故 栃木県鹿沼市の国道で2011年4月18日朝、クレーン車が小学生の列に突っ込み、6人が死亡した。クレーン車を運転していた男性は当時、てんかんの発作で意識を失っていた。自動車

判決 周囲の自覚促す

防げた惨事

元運転手と同居していた母親に対する賠償責任を認めた判決。成人が引き起こした行為だが、悲惨な事故を二度と起こさないために、患者本人だけでなく、周囲の身近な人たちに對しても、病氣としっかり向き合う責任を求めた判決とも言える。その一方で、社会全体も不当な差別が助長されないよう注意していく必要がある。

訴訟では母親の責任が最大の争点だった。元運転手は、てんかんの病氣を隠して違法に免許を取得。運転

中の発作による事故を過去に何度起こしたが、母親はそうした事情を知っていたが、車を買ったと、息子の以前の事故の裁判で「(原因は)居眠りだったと思う」と証言。医師にも「クレーン車の運転はしていない」とつづをうたっていた。

る危険を(元運転手)として、今後、すべての事故で元運転手の家族に元運転手が成人だったことまで責任が求められるわけではなく、原告側の弁護士の「違法を見越しては、いけなことを社会に指し示した」と評価した。

病氣を持つ人の雇用に影響が出る懸念は残る。処方通りに薬を服用し、

発作をコントロールできている患者でさえ、病氣を理由に職場から解雇通告を受けたり、配置転換されたりする事例もある。日本てんかん協会栃木県支部の鈴木勇二事務局長は「会社の責任を認められると、てんかん患者というだけで雇われないケースが出てくるのではないかと。就職が厳しくなるのではないかと懸念している。(石井紀代美)

使用者責任も認定 雇用への悪影響懸念

判決では、これらの行為について「運転により生じ